

第28回玉村町農業委員会議事録

1、開催日時 令和4年10月7日 午後3時～午後3時45分

2、開催場所 玉村町役場3階大会議室

3、出席委員（16人）

会長	10番	松浦	好一
副会長	5番	齋藤	邦雄
副会長	9番	設楽	嘉一
	1番	塚越	早苗
	2番	徳江	清東
	3番	赤川	明宏
	4番	羽鳥	誠
	6番	星野	愼悟
	7番	筑井	孝
	8番	武士千	雅子
	11番	齋藤	直義
	12番	原	信行
	13番	横堀	徳壽
	14番	中澤	清
	15番	新井	正芳
	16番	吉田	直樹

4、欠席委員（0人）

5、議事・報告

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（案）について

議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）への意見について

報告第1号 農地法第5条の1第7項の規定による届出書の受理状況について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について

6、その他

○産業祭について

○たまねぎについて

7、農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤 恭
事務局 村田 顕

8、会議の概要

事務局長：ただ今から、第28回玉村町農業委員会を開会いたします。

それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長：みなさん、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

9月の台風の影響で米の刈り取りが遅れています。
また、肥料高騰の支援についての情報も出て参りました。

事務局：ありがとうございました。それでは、会長が議長になりまして、議事の進行をお願いいたします。

議 長：本日の出席委員は16名ですので、総会は成立しております。
玉村町農業委員会会議規則第14条第1項の規定による議事録署名人ですが、
今回は 11番 齋藤 委員 12番 原 委員 を指名します。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の村田係長を指名します。

議 長：それでは、4番 議事に入ります。
議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」
事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【議案第1号受付番号1について説明】

議 長：それでは、受付番号1について審議を行います。この件に関しまして、農振部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会の報告を部会長からお願いいたします。

部会長：この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないので、
部会としては許可相当と判断いたしました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(質問なし)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号1について、原案

のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成 ということで、

受付番号1は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

続きまして議案第1号 受付番号2 について説明をお願いします。

事務局 : 【議案第1号受付番号2について説明】

議長 : それでは、受付番号2について審議を行います。この件に関しまして、農振部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会の報告を部会長からお願いします。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないので、部会としては**許可相当**と判断いたしました。

議長 : ありがとうございました。これより質疑に入ります。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(質問なし)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号2について、原案のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成 ということで、

受付番号2は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

続きまして議案第1号 受付番号3 について説明をお願いします。

事務局 : 【議案第1号受付番号3について説明】

議長 : それでは、受付番号3について審議を行います。この件に関しまして、農振部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会の報告を部会長からお願いします。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないので、部会としては許可相当と判断いたしました。

議長 : ありがとうございました。これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(質問なし)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号3について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成 ということで、

受付番号3は原案のとおり許可相当と決定いたします。

議長 : 続きまして、議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(案)」について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(案)」について説明致します。

それではまず、議案2-1、農地中間管理一括方式設定分をご覧ください。前回までは、集積計画で貸手から県公社へ、配分計画で県公社から借手へと利用権を設定しておりましたが、今回より県公社が推奨する一括方式での設定へと変更しております。これは、集積計画のみで貸手から借手へと利用権を設定するもので、計画作成や審議、公告の手間が一度で済む新しい方式です。既に伊勢崎高崎前橋は移行しており、今回より玉村町もこの方式に切り替えました。

2枚目の概要表が今回の中間管理事業で群馬県農業公社を通して利用権の設定をする農地面積です。合計366筆、貸手187人、借手24人(法人)の計画となり、面積は田が680,507㎡、畑が34,311㎡、合計714,818㎡となっています。個別の詳細は、次ページ以降をご覧ください。

計画を承認頂いた場合は、この集積計画を11月1日付で町が告示し、利用権の設定が完了します。県知事には事前に協議を行って同意を得ており、前回までの認可の手続は不要となりました。

次に、議案2-2、町利用権設定分をご覧ください。こちらは町の利用権設定についての集積計画(案)となっており、貸手と借手の直接契約の利用権設定についてご審議いただくものです。

今回の計画は農地が8筆、貸手が2人、借手1人で、合計面積は3,097㎡、

地目は田ですがイチゴ栽培と直売の用途となっております。詳細は添付資料をご参照ください。

これらの集積計画（案）について、周辺農用地の農業上の利用に影響があるか？また、全ての農用地について適切に耕作される事が見込めるか？ご審議願います。

議長：それでは議案第2号について質疑及び審議に入ります。
発言のある方は挙手願います。

（質問なし）

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。
議案第2号について承認とすることに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員賛成ということで、

議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画」
を農業委員会として承認とします。

続きまして、議案第3号「農用地利用配分計画(案)への意見」について事務局より説明をお願いします。

事務局：議案第3号「農用地利用配分計画(案)への意見」について説明いたします。
今回より実施している中間管理一括方式では、新規・更新の農地は集積計画のみで利用権が設定できるようになりましたが、既に中間管理によって利用権が設定されている農地の権利移転については、従来どおり配分計画による設定が必要となります。

今回、移転の畑1筆について配分計画（案）が作成され、農業委員会の意見を求められています。回答した意見書は、計画案と共に県へ提出され、県知事が計画を認可・公告する事で設定完了となります。

それでは、この配分計画（案）について、「周辺農用地の農業上の利用に影響があるか？」「全ての農用地について適切に耕作する事が見込めるか？」「借り受け希望者への貸付は適当か？」その他意見について、ご審議をお願いいたします。

議長：それでは、この件について審議を行います。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（異議なし）

それでは議案第3号「農用地利用配分計画(案)への意見」については配分計画の通り進めていただくよう報告いたします。

以上で、次第4の議事については、終了といたします。

続きまして議案第5号 報告事項 について説明をお願いします。

議 長 : 続きまして、次第5番 報告事項 に入ります。
報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 : 報告事項第1号農地法第5条第1項第7号の届出の受理状況について説明します。(資料9ページ)
内容につきましては市街化区域の転用届出で 3件受理しています。
1件目は福島ホルモンやさん東側の露店駐車場
2件目は板井の団地内西側の一般住宅
3件目は上飯島の一般住宅です。

続きまして
報告事項第2号は第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について報告いたします。(11ページ)
内容につきましては、相続で、5件受理しております。

番号1、亡くなられたのが、久保田昭三 さん
相続人は 久保田富雄 さん で
田2筆・畑3筆 3,473㎡を相続しております。

番号2、亡くなられたのが、塚越省三・塚越芳枝 さん
相続人は 塚越早苗 さん で
田2筆・畑3筆 4,223㎡を相続しております。

番号3、亡くなられたのが、塚越省三 さん
相続人は 岡部美由紀 さん で 田1筆 196㎡を相続しております。

番号4、亡くなられたのが、川又和子 さん
相続人は 川又峰保 さん で 畑1筆 275㎡を相続しております。

番号5、亡くなられたのが、原 喜美江 さん
相続人は 原 竹雄 さん で
田2筆・畑1筆 5,295㎡を相続しております。

以上で報告事項を終わります。

議 長 : それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手願います。

<質問なし>

無いようですので、次第5の報告については、終了といたします。
続いて、次第6番 その他 に入ります。
事務局より説明をお願いします。

事務局：○産業祭について

産業祭は11月20日（日）に開催致します。

農業委員につきましては

- ・式典参加
- ・ポン菓子配布補佐
- ・野菜品評会の立ち会い があります。

○たまねぎについて

玉ねぎの播種につきましては、齋藤さんをお願いしました。

ありがとうございました。今後の作業につきましては、堆肥のすき込みをしたいと考えておりますが、日程は10月19日（水）午前9時から現地集合でお願い致します。

○全国農業新聞の購読料を10月中に引き落とし致します。

議長：その他について、質問等委員の方から何かありますか。

<質問無し>

なければ以上で、本日の議題は全て終了致します。

事務局長：以上をもちまして、委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。

以上の通り、会議の内容を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

議事録署名人

議事録署名人